平成２９年（フ）第５１１号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地グリーンハイツ２棟203号
債務者　溝畑　直美（旧姓春本）
保佐人　溝畑　明広
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４４号
神戸市兵庫区門口町４番30―302号
債務者　小田　明史
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５５号
神戸市北区有野町有野769番地メゾンフォレスタ305号室
債務者　松下　佳希
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７１号
神戸市垂水区塩屋町９丁目15番22号
債務者　徳留由美子こと　呉　由美子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９２号
神戸市東灘区森南町２丁目３番10号　エスディアス203号
債務者　ＳＨＥＲＹＬこと　中原　千景
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９４号
神戸市灘区六甲町１丁目６番19―602号
債務者　伊藤美久良（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１９号
広島市安芸区矢野町752番地802
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６８号
広島県山県郡北広島町今田2340番地３
債務者　齊藤美和子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６９号
広島県山県郡北広島町今田2340番地３
債務者　齊藤　公範
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７８号
広島県東広島市高屋町造賀3619番地１
債務者　上田　　廣
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０号
長崎県長崎市多以良町1672番地　多以良の丘、旧住所長崎県長崎市宿町2200番地19　ハイツＳ104号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
長崎県長崎市深堀町１丁目161番地27　県営住宅深堀団地Ａ６棟308号
債務者　田中　嘉浩
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目26番６号　第２坂口ビル303号
債務者　岩切　育代
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目40番11―1205号
債務者　友原正二朗
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５７６１号
東京都大田区大森南２丁目25―６―202
債務者　樋口　輝美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７７７号
東京都墨田区横川２丁目11―１―205
債務者　檜垣　聖子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部